

○銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則

平成21年5月29日
公安委員会規則第13号

〔銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則〕をここに公布する。

銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項(法第7条の3第3項において準用する場合を含む。)及び第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(医師の指定)

第2条 医師の指定は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病氣(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に掲げる病氣を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病氣にかかっている者	左欄の病氣の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、医師の指定を行うときは、あらかじめ当該医師の同意を得るものとする。

(指定の期間)

第3条 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。ただし、次条の規定により指定を解除した医師に代えて新たに指定を行った医師の当該指定の期間は、指定を解除した医師に係る指定の期間の残存期間とする。

(指定の解除)

第4条 公安委員会は、必要があると認めるときは、前条本文に規定する期間又は同条ただし書きに規定する残存期間の満了前に、医師の指定を解除することができる。

(告示)

第5条 公安委員会は、医師の指定(再指定を含む。)を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。指定を解除したとき又は告示した事項の全部若しくは一部に変更があったときも同様とする。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年11月27日公安委員会規則第21号)

この規則は、平成21年12月4日から施行する。

附 則(平成24年3月23日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月10日公安委員会規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則第2条の規定により医師の指定を受けている医師に係る同条の規定による当該医師の指定は、この規則による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法に規定する診断を行う医師の指定に関する規則第2条の規定による医師の指定とみなす。